契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　事　名	東山菊水線街路築造工事（その 3）

契約変更後の工事概要及び工期

【工事概要】

掘削　V=1120m3　　重力式擁壁　L=13.3m

L 型擁壁　L=16.8m　　ブロック積み擁壁　A=140.1m2

排水構造物工　一式　　車道舗装工　A=394m2

歩道舗装工　A=174m2　防護柵設置工　L=52m

【工期】

契約年月日　　令和 5 年 2 月 13 日

完成期限　　（当初）令和 6 年 2 月 29 日

　　（変更）令和 6 年 3 月 29 日

設計変更の理由

① 掘削したところ、地山の粘性土が高く、土砂として処分不可であったため、汚泥として処分することとなり、処分工が増工となる。

② 公園法面の樹木について、ブロック積み擁壁工及び公園排水構造物工を施工時に支障となるため、伐採・除根工が増工となる。

③ 隣接する民地との境界部の L 型擁壁及びその周辺の舗装について、過年度の(その２)工事で施工予定であったが、地権者との調整がつかず未施工となっていた。
地元調整の結果、その範囲の施工が可能となったため本工事にて施工する事となり、L 型擁壁工及び周辺舗装工等が増工となる。

④ 現地精査の結果、法面の安定勾配を確保するために改修が必要な防球フェンスの範囲が拡がったため、防球フェンス改修工が増工となる。

⑤ L 型擁壁工等の追加工種による施工日数増や、警察協議により舗装施工時に支線の誘導等で 4 人体制とする必要が生じたため、交通誘導員 B が増工となる。

工期延長の理由

L 型擁壁及びその周辺舗装や防球フェンスが増工したことにより、29 日の工期延長を要する。